



## 一、最新中国法令

### ● 国务院办公厅关于进一步加强商品过度包装治理的通知

【发布单位】国务院办公厅

【发布文号】国办发〔2022〕29号

【发布日期】2022-09-08

【内容提要】商品过度包装是指超出了商品保护、展示、储存、运输等正常功能要求的包装，主要表现为包装层数过多、包装空隙过大、包装成本过高、选材用料不当等。该通知要求：

- 从包装领域技术创新、商品生产、销售、寄递交付、包装废弃物回收和处置等方面，强化商品过度包装全链条治理。
- 进一步细化商品生产、销售、交付等环节限制过度包装配套政策。
- 聚焦月饼、粽子、茶叶、保健食品、化妆品等重点商品，依法严格查处生产、销售过度包装商品的违法行为。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-09/08/content\\_5708858.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-09/08/content_5708858.htm)

### ● 国家互联网信息办公室等三部门发布互联网弹窗信息推送服务管理规定

【发布单位】国家互联网信息办公室、工业和信息化部、国家市场监督管理总局

【发布日期】2022-09-09

【施行日期】2022-09-30

【内容提要】互联网弹窗信息推送服务，是指通过操作系统、应用软件、网站等，以弹出消息窗口形式向互联网用户提供的信息推送服务。根据该规定：

- 互联网弹窗信息推送服务提供者应当落实信息内容管理主体责任，建立健全信息内容审核、生态治理、数据安全和个人信息保护、未成年人保护等管理制度。
- 互联网弹窗信息推送服务提供者应当遵守如下九个方面的具体要求：优化推送内容生态、强化互联网信息服务资质管理、规范新闻信息推送、科学设定推送内容

## 一、最新中国法令

### ● 商品の過剰包装への管理を一層強化することに関する国務院弁公庁による通知

【発布機関】国務院弁公庁

【発布番号】国弁発〔2022〕29号

【発布機関】2022-09-08

【概要】商品の過剰包装とは、商品の保護、展示、貯蔵、輸送などの正常な機能面での要求を超えた包装をいい、主には、包装が必要以上に幾重にもされていること、包装と商品との隙間が多すぎること、包装コストが高すぎること、包装資材の選択が不適切であることなどをいう。本通知では、以下のことを要求している。

- 包装分野の技術革新、商品の生産及び販売、配達納品、包装廃棄物の回収及び処理などの方面から、商品の過剰包装に対するトータルチェーンでの管理を強化すること。
- 商品の生産や販売、納品などの各プロセスにおける過剰包装の制限に関する付帯政策を一層整備すること。
- 月餅やちまき、茶葉、保健機能食品、化粧品等重点商品に焦点を当て、法律に依拠して過剰包装行為を厳格に取り締まること。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-09/08/content\\_5708858.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-09/08/content_5708858.htm)

### ● 国家インターネット情報事務室等の3部門によるポップアップ情報送信サービス管理規定の公布

【発布機関】国家インターネット情報事務室、工業情報化部、国家市場監督管理総局

【発布日】2022-09-09

【実施日】2022-09-30

【概要】ポップアップ情報送信サービスとは、OS、アプリ、ウェブサイトなどを通じて、ポップアップ形式でネットユーザーに情報通知サービスを提供することをいう。本規定によると、以下の通りとされている。

- ポップアップ情報送信サービスの提供者は、情報コンテンツ管理の主体责任を着実に実施し、健全たる情報コンテンツの審査、環境管理、データセキュリティ及び個人情報保護、未成年者保護などの管理制度の構築を確立しなければならない。
- ネットポップアップ情報送信サービスの提供者は、具体的には以下の9つの要件を遵守しなければならない。送信コンテンツの環境を最適化し、ネット情報サービスの資格条件管理を強化

占比、健全推送内容审核流程、强化用户权益保障、合理算法设置、规范广告推送、杜绝恶意引流。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.cac.gov.cn/2022-09/08/c\\_1664260384702890.htm](http://www.cac.gov.cn/2022-09/08/c_1664260384702890.htm)

● 海关总署支持前海深港现代服务业合作区全面深化改革开放若干措施

【发布单位】海关总署

【发布文号】署综函〔2022〕137号

【发布日期】2022-09-07

【内容提要】海关总署从“发挥前海先行先试优势，推进深港规则对接”、“发挥前海现代服务业优势，促进跨境要素便捷流动”、“打造高水平对外开放门户枢纽，支持建设深港现代服务业综合保税区”等三个方面，确立优化进口食品检验模式、支持建设电子元器件和集成电路国际交易中心等 18 条举措。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/zfxxgk/zfxxgkml34/4559289/index.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、里兆解读

● 在沪工作的外籍人员社保缴纳问题的最新动态——企业应当在沪工作的外籍人员依法缴纳社保

在第 737 期法律资讯中，我们对“沪人社养发[2009]38号”规定到期后，在沪工作的外籍人员社保缴纳问题进行了分析及建议。之后，我们对该问题保持了持续关注，并就该问题的最新动态解读如下。

し、ニュース情報の送信を規範化し、送信コンテンツの比率を科学的に設定し、送信コンテンツの審査プロセスを健全化し、ユーザーの権益保障を強化し、合理的なメソッドを設定し、広告の送信を規範化し、悪意ある誘導行為を防止すること。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.cac.gov.cn/2022-09/08/c\\_1664260384702890.htm](http://www.cac.gov.cn/2022-09/08/c_1664260384702890.htm)

● 前海深港現代服務業提攜區的改革、對外開放的全面的推進を支援するための税関総署による若干の措置

【発布機関】税関総署

【発布番号】署総函〔2022〕137号

【発布日】2022-09-07

【概要】税関総署は「前海の『先行先試（先に行い、先に試みる）』としての優位性を発揮し、深港規則の連携を推進する」、「前海の現代サービス業の優位性を発揮し、国境を出入りする要素の便利な流動を促進する」、「高水準の対外開放のポータルハブを構築し、深港現代サービス業総合保税区の建設を支持する」という 3 つの方面から、輸入食品検査モデルの最適化、電子部品及び集積回路国際取引センターの建設を支援するなどの 18 の措置を確立した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/zfxxgk/zfxxgkml34/4559289/index.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、里兆解説

● 上海で就労する外国人被用者の社会保険納付問題に係る最新情報——企業は上海で就労する外国人被用者のために法に依拠し社会保険料を納付する必要がある

第 737 期里兆法律情報では、上海で就労する外国人被用者の「沪人社养发[2009]38号」規定の期限が到来した後における、社会保険納付問題について分析し助言を行っている。その後、筆者は引き続き当該問題を注視していたところ、新たな動きがあったため、以下のとおり解説する。

我们与上海市人力资源和社会保障局进行过多次沟通、确认，目前，上海市人力资源和社会保障局的答复口径是，“沪人社养发[2009]38号”文在2021年08月15日到期后，对于外籍员工，用人单位应当按国家规定为其缴纳职工社会保险。根据国家层面的《在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法》等规范性文件，用人单位应当为外籍员工依法缴纳五险（养老保险、医疗保险、工伤保险、失业保险和生育保险）。除此之外，上海市人力资源和社会保障局还专门就该问题向上海市社会保险事业管理中心发布了“沪人社养[2021]358号”内部文件<sup>1</sup>（未直接向社会公开），明确规定“与本市用人单位建立劳动（聘用）关系，并按规定办理相关就业证件的外籍和港澳台等人员，应当按国家规定参加职工社会保险”。

据我们所了解，在实务操作层面，上海地区的部分企业已经开始为外籍员工缴纳社会保险，也有部分企业尚未为外籍员工缴纳社会保险（仍在观望后续是否会有向社会公开的文件对该问题进行明确回应）。现阶段谨慎起见，我们建议企业开始为外籍员工按照国家规定缴纳社会保险为妥；至于是否需要补缴，上海市人力资源和社会保障局目前表示，上海市层面暂未强制要求企业补缴，但实务中还需以具体社保中心的办事窗口意见为准。

在法律风险方面，根据《社会保险法》、《在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法》：

- 1) 对于未及时办理职工参保登记的企业，由上海市社会保险事业管理中心（“社保中心”）责令限期改正；
- 2) 对于已办理职工参保登记但未足额缴纳社会保险费的企业，由相关税务机关责令限期缴纳或补足，并加收滞纳金。

据悉，在目前的实务中，社保中心暂未对外籍员工所在企业的职工社保参保情况进行主动稽查，在外籍员工主动向社保中心反映社保事宜时，社保中心通常会受理反馈并依法处理。

上海市人的资源·社会保障局へ複数回にわたって問い合わせたところ、「沪人社养发[2009]38号」文の期限が2021年8月15日に到来した後、外国人被用者について、雇用者は国の規定に従い、労働者社会保険を納付しなければならない、というのが現時点における、上海市人的資源·社会保障局の統一見解である、とのことであった。また、これについては、国レベルの「中国国内で就労する外国人による社会保険加入の暫定弁法」等の規範的文書によると、雇用者は外国人被用者のために法に依拠し五险（養老保険、医療保険、労災保険、失業保険及び生育保险）を納付しなければならないことになっている。このほか、上海市人的資源·社会保障局が当該問題について上海市社会保险事業管理センター宛に配布している「沪人社养[2021]358号」（内部文書<sup>1</sup>であり、一般公開されていない）において、「上海市の雇用者と労働（雇用）関係を築いており、かつ規定通りに就業証書の手続きを行っている外国籍及び香港、マカオ、台湾等の被用者については、国の規定に従い、労働者社会保険に参加しなければならない」ことを明確に定めている。

筆者の知る限りでは、実際には、上海地区においては外国人被用者の社会保険料を納付し始めている企業もあれば、まだ外国人被用者の社会保険料を納付していない（今後、当該問題についての方向性を明確に示した文書が一般公開されるまで、しばらく様子を見ている）企業もある。しかし現段階においては、万が一の場合に備えて、企業では国の規定に従い、外国人被用者の社会保険料を納付し始めておくことが望ましいと考えられる。なお、追納する必要があるかどうかについては、上海市人的資源·社会保障局の話によると、上海市のレベルでは今のところ企業に対し追納を義務付けてはいないが、実際のところ、社会保険センターの取扱窓口の判断によって決まるとのことであった。

法的リスクの面では、「社会保険法」、「中国国内で就労する外国人による社会保険加入の暫定弁法」に基づく、以下のとおりである。

- 1) 従業員の社会保険加入登録を適時に行っていない企業については、上海市社会保险事業管理センター（「社会保険センター」）が所定の期限内に是正するよう命じる。
- 2) 従業員の社会保険加入登録済みであるが、社会保険料を満額納付していない企業については、税務機関が所定の期限内に納付する（又は不足分を追納する）よう命じ、かつ延滞金を徴収する。

情報筋によると、現時点における運用状況としては、社会保険センターは現時点においては、外国人を雇用している企業における「労働者社会保険加入状況」について自発的に査察を行ってはならず、通常では、外国人被用者から社会保険センターに社会保険についての相談があった場合に、それを受けて、社会保険センターが法に依拠し処理することになっている、とのことであった。

<sup>1</sup> 目前，“沪人社养[2021]358号”内部文件可以向上海市人力资源和社会保障局申请公开，我们已经通过申请取得“沪人社养[2021]358号”文，如有需要，可以联系我们取得。

<sup>1</sup> 現在、内部文書である「沪人社养[2021]358号」については、上海市人的資源·社会保障局へ開示を申請することができることになっている。筆者はすでに申請し、「沪人社养[2021]358号」文を入手している。資料の入手をご希望の方は、弊所までご連絡ください。

当然，对于已和中国签订社保互免协定的国家（包括日本、卢森堡、西班牙、荷兰、瑞士、韩国、德国、芬兰、丹麦、加拿大等），该国人员可依据有关协定，在满足相关条件的前提下，向上海市社会保险事业管理中心申请免缴某项或某些社会保险险种。根据2019年01月01日起生效的《中日社保协定》，如下五类日籍人员可以免除在中国缴纳养老保险（其他类社会保险不免除）：

- 1) 派遣人员：指受雇于在日本领土上有经营场所的雇主，依其雇佣关系被该雇主派遣至中国领土上为其工作的人员；
- 2) 航海船舶上的雇员：指在悬挂日本船旗的航海船舶上受雇的人员，以及通常居住在日本领土上，在悬挂中国船旗的航海船舶上受雇的人员；
- 3) 航空器上的雇员：指受雇于在日本领土上的雇主，在国际航线的航空器上工作的人员；
- 4) 外交和领事机构人员、公务人员：外交和领事机构人员指《维也纳外交关系公约》和《维也纳领事关系公约》中定义的相关人员，公务员指日本派遣到中国领土上工作的公务员等；
- 5) 例外：中日两国主管机关或经办机构可同意就特定人员或人群的情况，作例外处理。

在办理手续方面，上述五类日籍人员应当向其在中国参保所在地社会保险经办机构提交由日本经办机构出具的《参保证明》，其参保所在地社会保险经办机构审核原件，留存复印件备案，在核准信息后，依据其《参保证明》上规定的期限免除其相关社会保险（养老保险）缴费义务。

（作者：里兆律师事务所 包巍岳、熊潇）

### 三、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 职务侵占、利益冲突、商业秘密、商业贿赂、性骚扰等话题的内部合规培训
- 滴滴巨额罚款对企业网络安全、数据安全、个人信息保护的警示

なお、中国と社会保障相互免除協定を締結している国（日本、ルクセンブルク、スペイン、オランダ、スイス、韓国、ドイツ、フィンランド、デンマーク、カナダ等を含む）については、これらの国の被用者は協定に基づき、適用要件を満たしている前提において、上海市社会保険事業管理センターに社会保険における特定の項目もしくは種類の負担免除を申請することができる。2019年1月1日から発効している「日・中社会保障協定」に基づくと、以下5つのケースに該当する日本人被用者は、中国で養老保険料が免除される（その他種類の社会保険は、免除対象外である）。

- 1) 派遣される者：日本の領域内に事業所を有する雇業者に雇用されている者が、当該雇業者のために役務を提供するため、その被用者としての就労の一環として当該雇業者により中国の領域に派遣される者を指す。
- 2) 海上航行船舶において就労する被用者：日本の旗を掲げる海上航行船舶において雇用されている者、及び日本の領域内に通常居住する場合には、中国の旗を掲げる海上航行船舶において雇用されている者を指す。
- 3) 航空機において就労する被用者：日本の領域内の雇業者により雇用され、国際航空路線の航空機において被用者として就労する者を指す。
- 4) 外交使節団及び領事機関の構成員並びに公務員：外交使節団及び領事機関の構成員とは、「外交関係に関するウィーン条約」及び「領事関係に関するウィーン条約」に規定する者を指し、公務員とは、就労の一環として日本から中国の領域に派遣される公務員等を指す。
- 5) 例外：日中両国の権限のある当局又は実施機関は、特定の者又は特定の範囲の者を例外として取り扱うことを認めることについて合意することができる。

手続きの面では、上記5つのケースに該当する日本人被用者は、保険加入地にある中国社会保険取扱機関に対し、日本の取扱機関から発行された「適用証明書」を提出し、保険加入地にある社会保険取扱機構にて原紙の審査を受け、原紙のコピーを届ける必要があり、それにより情報が精査され確認できた場合、該当者の「適用証明書」に定める期限に従い、社会保険（養老保険）の納付義務が免除されることになっている。

（作者：里兆法律事務所 包巍岳、熊潇）

### 三、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 職務横領、利益相反、営業秘密、商業賄賂、セクハラなどをテーマとした社内コンプライアンス研修
- 配車サービス大手「滴滴」(DiDi)に科された巨額の罰金が企業のサイバーセキュリティ、データセキュリティ、個人情報保護に与える警告